



しょうがい しゃ さ べつ かい しょう ほう

障害者差別解消法

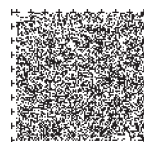
しょうがい り ゆう さ べつ かいしょう すい しん かん ほう りつ
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

へいせい ねん がつ はじ
平成28年4月から始まりました

ほう りつ しょうがい かた さ べつ しょうがい
この法律は、障害のある方への差別をなくすことで、障害のある
かた かた とも い しゃ かい
方もない方も共に生きる社会をつくることをめざしています。



な ご や し
名古屋市



しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがい りゆう さべつ 障害者差別解消法では障害を理由とする差別として ふとう さべつてきとりあつか きんし ごうりてきはいいりよ ていきょう 不当な差別的取扱いの禁止 と 合理的配慮の提供 さだ について定めています。

ふとう さべつてきとりあつか きんし 不当な差別的取扱いの禁止

しょうがい りゆう せいとう りゆう ていきょう きょひ
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、
せいげん じょうけん つ
制限したり、条件を付けたりするようなことをしてはいけません。

ふとう さべつてきとりあつか れい 不当な差別的取扱いの例

ていきょう
サービスの提供を
きょひ
拒否すること



にゅうてん りよう
入店や利用を
きょひ
拒否すること

ごうりてきはいいりよ ていきょう 合理的配慮の提供

しょうがい かた なん はいりよ もと いし ひょうめい ばあい
障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明※¹があった場合には、
ふ たん す はん い しゃかいてきしょうへき と のぞ ひつよう
負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁※²を取り除くために必要で
ごうりてき はいりよ おこな もと
合理的な配慮を行うことが求められます。

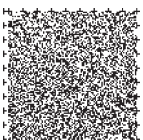
※¹ いし ひょうめい 意思の表明

- ほんにん いしひょうめい ごんなん ばあい かぞく かいじょしゃ ほんにん ほ さ いし ひょうめい
本人の意思表明が困難な場合には、その家族や介助者などが本人を補佐して意思の表明
をすることもできます。

※² しゃかいてきしょうへき 社会的障壁

- しゃかいてきしょうへき しょうがい かた にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ おく うえ しょうへき
社会的障壁とは、障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような
ものを指します。（事物・制度・慣行・観念など）

じぶつ つうこう りよう しせつ せつび
事物… 通行、利用しにくい施設、設備など
せいど しょう せいど
制度… 使用しにくい制度など
かんこう しょうがい かた せんざい いしき しゅうかん ぶんか
慣行… 障害のある方の存在を意識していない習慣、文化など
かんねん しょうがい かた へんけん
観念… 障害のある方への偏見など



ごうりてきはいりょ れい
合理的配慮の例

ひつだん よ あ
筆談や読み上げなど、
しょうがい とくせい おう
障害の特性に応じたコミュニ
ケーション手段で対応すること



くるま しょうしや の もの の
車いす使用者が乗り物に乗るとき
てだす
に手助けをすること

しょうがいしゃさべつかいしょうほう つぎ さだ
●障害者差別解消法では次のように定めています

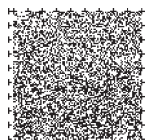
く ぶん 区 分	ふとう さべつてきとりあつか きんし 不当な差別的取扱いの禁止	ごうりてきはいりょ ていきょう 合理的配慮の提供
な ご や しやくしょ 名古屋市役所などの ぎょうせいきかん 行政機関	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いが きんし 禁止されます。	ごうりてきはいりょ おこな 合理的配慮を行わ なければなりません。
みんかんじぎょうしや 民間事業者 ※	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱いが きんし 禁止されます。	ごうりてきはいりょ おこな 合理的配慮を行うよう つと 努めなければなりません。

※『民間事業者』とは

えいり ひ えいり こじん ほうじん く べつ
営利・非営利、個人・法人の区別はありません。一般的な企業やお店だけでなく、たとえば
こじんじぎょうしや たいか え おほうしゅう じぎょう ひ えいりじぎょう おこな しゃかいふくしほうじん ほうじん
個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人やNPO法人、ボラン
ティア団体も対象となります。

ほうりつ たいしょう しょうがい かた つぎ かたがた
この法律で対象となる「障害のある方」は次のような方々です

しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）そのほか心身の機能
しょうがい かた しょうがい しゃかいてき しょうへき
の障害がある方で、障害や社会的な障壁（バリア）によって日常生活や
しゃかいせいかつ こんなん かた しょうがいしゃてちょう かた ふく
社会生活が困難になっている方です。障害者手帳をもっていない方も含まれ
ます。



『**不当な差別的取扱い**』の
具体的な例

行政機関など

- ✕ 窓口対応を拒否する。
- ✕ 対応の順番を後回しにする。

『**合理的配慮**』の
具体的な例

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる。

みせ
お店など

- ✕ 身体障害者補助犬の同伴を拒否する。
- ✕ 行事、娯楽などへの参加を制限する。

- 売り場への案内の要望があった場合は目的の場所へ案内する。
- 障害者用の駐車場について、健常者が利用することのないよう注意を促す。

こうつう
交通など

- ✕ 乗車を拒否する。
- ✕ 車いす使用者に対し、混雑する時間のバス利用を避けてほしいと言う。

- 車いす使用者がバスに乗車する際、車内の利用者へ車いすスペースを空けてもらうよう車内案内により協力をお願いする。

す
住まいなど

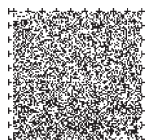
- ✕ 物件一覧表に「障害者不可」と記載する。
- ✕ 障害を理由とした誓約書の提出を求める。

- 障害のある方の求めに応じて、バリアフリー物件など、不便と感じている部分に対応している物件があるかどうか確認する。

がっこう
学校など

- ✕ 学校への入学の出願の受理、受験、入学を拒むことや、代わりとして正当な理由のない条件を付ける。

- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況などを踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用などを許可する。



【参照】内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

しょうがいしゃさべつかいしょうほう かん 障害者差別解消法に関する Q&A

Q.1

にちじょうせいかつ なか こじんてき しょうがい かた せつ
日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような
ばあい ほうりつ たいしょう
場合にも、この法律の対象になるのですか。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを規制の対象に
しており、個人の思想、言論といったものは対象にしません。市や国などの
けいはつかつどう つう ほう しゅし しゅうち はか
啓発活動を通じて、法の趣旨の周知を図っていきます。

Q.2

こよう しょうがい かた たい さべつ ほうりつ
雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の
たいしょう
対象になるのですか。

雇用の分野における差別については、この法律とは別に、**しょうがいしゃ こよう
そくしんとう かん ほうりつ
促進等に関する法律**（障害者雇用促進法）の定めるところによります。

詳しくは、県内の各ハローワークまたは愛知労働局職業対策課（052－
219－5507）にお問い合わせください。

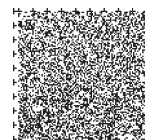
Q.3

しょうがい りゆう さべつ ほうりつ ばっそく
障害を理由とする差別について、この法律に罰則はある
のですか。

この法律では、直ちに罰則を課すこととはしていません。建設的な話し合いを
つう たが りかい もんだいかいけつ はか く かえ さべつ
通じてお互いの理解をすすめ、問題解決を図っていきます。ただし、繰り返し差別が
おこな じしゅてき かいぜん きたい ば あい 民間事業者が行う事業を
担当している大臣が、民間事業者に対して報告徴取、助言、指導などができる
ことになっています。また、**あいちけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんじょうれい**※においても、**ふとう**
差別的取扱いを受けた障害のある方などからの求めにより、知事が民間事業者への
じょげん しどう おこな
助言、あっせん、指導などを行うことができます。

※【参照】愛知県ホームページ

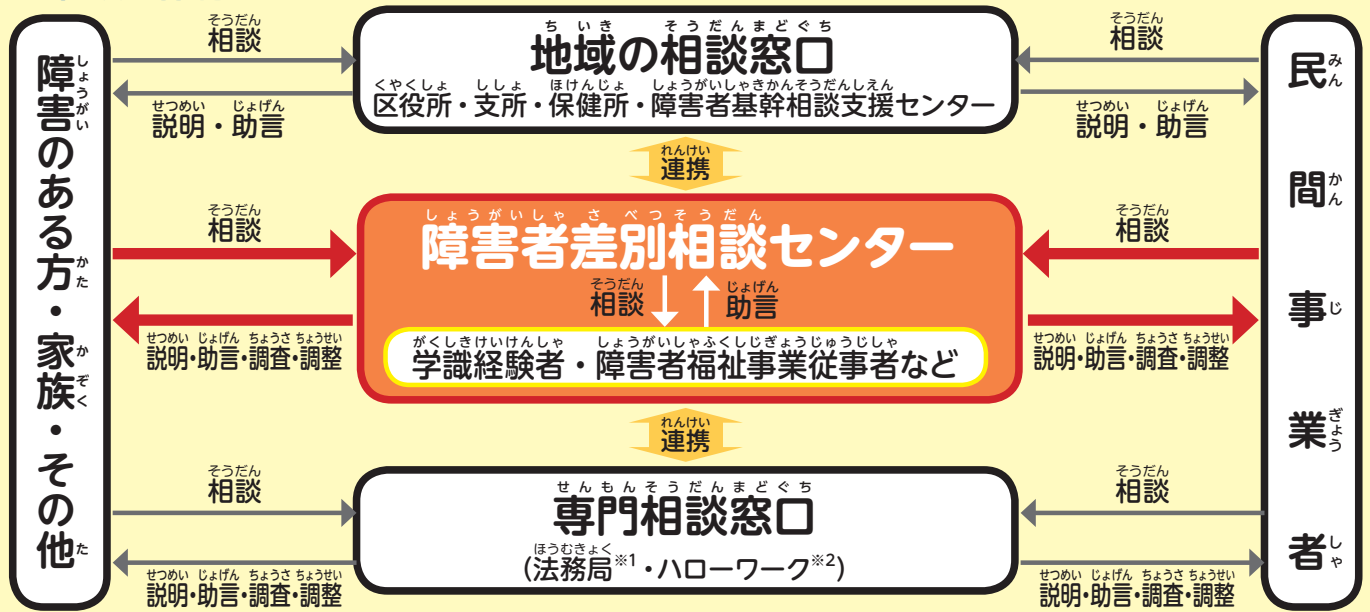
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/sabetsu-jourei.html>



名古屋市障害者差別相談センター

名古屋市障害者差別相談センターは、障害者差別解消法に基づき、障害のある方やそのご家族、民間事業者の皆様から、障害者差別に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、相談内容にかかわる関係者間の調整などを行い差別の解消をはかる専門機関です。

相談の体制



※1) 個人的な関係(近所の人など)による差別を含む人権相談全般

※2) 障害者雇用促進法に基づく雇用に関する相談全般

ご相談ください

月曜日～金曜日、第3土曜日(祝日・年末年始を除く)

9:00～17:00(水曜日は20:00まで)

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1
名古屋市総合社会福祉会館5階

TEL (052) 856-8181

FAX (052) 919-7585

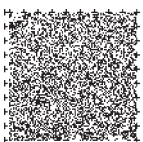
Eメールアドレス inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp

ホームページアドレス http://nagoya-sabetsusoudan.jp



名古屋市障害者差別相談センター

地下鉄名城線「黒川駅」から約400m



作成

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
名古屋市障害者差別相談センター

TEL (052) 972-2585 FAX (052) 951-3999

名古屋市ホームページ <http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/22-12-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。)